

関西新幹線サービックと新型コロナウイルス 感染防止に関する団体交渉開催！

6月4日、J R 東海労新幹線関西地本は、関西新幹線サービック会社と「新型コロナウイルス」感染防止に関する申し入れに基づく団体交渉を開催しました。

各事業所で異なる「自宅待機」の勤務認証とは!?

本社回答「全事業所に対して、本社統一指導で勤務認証を「有給休暇」とした」「4月28日から「自宅待機」とした」

関西新幹線サービックでは、「新型コロナウイルス」感染防止を目的にした自宅待機が実施されましたが、各事業所によって自宅待機に対する勤務認証が異なっていました。

「有給休暇」に課題提出とは!? 本社回答「所の運用である」 竹腰第一事業所長の独自の判断と判明！

第一事業所では「自宅待機を命じられた社員等については、そのすべての時間を就業規則第44条第6号に定める有給休暇として取り扱う」と、勤務認証について唯一掲示で明らかにしました。同時に、自宅待機者に対して課題の提出を課しました。

私たちは、会社が「有給休暇」として、結婚休暇や傷害休暇と一緒に、社員が休暇請求し会社が勤務しないことを認めるものと同じ扱いで付与しておきながら、その休暇に課題提出を課すことを問題にしました。本社は、その課題提出について「所の運用である。本社指示であれば全事業所で課題提出となる」と回答しました。本社の回答によって、課題提出を課して職場を混乱させているのは、竹腰所長の独自の判断だったことが判明しました。

組合員を感染の危険にさらすな！

第一事業所「竹腰所長」「山崎科長」の恣意的な自宅待機外しに抗議！

団交において、「竹腰所長が課題を提出していない人には自宅待機をさせるな。と言っていることを知っているか！」「山崎科長が自宅待機でやるべき事をやっていないから別の人に自宅待機させる。と言っていることを知っているか！」と本社を追及しました。竹腰所長と山崎科長の恣意的な判断で、組合員をコロナ感染の危険にさらすわけにはいきません。

勤務変更して自宅待機をさせず出勤させる場合には、本人の承諾・同意と勤務変更理由の説明が必要です。さらに、課題の未提出者に対して、この間一切提出を求めないで、勤務変更の理由を聞いたら「やるべきことをやっていないから…」とは、何をか言わんや！です。私たちは、第一事業所の竹腰所長と山崎科長のこのような行為は許せません。

本社に対して、竹腰所長と山崎科長の言動の事実関係を調査して、本社として第一事業所の実態を把握し、竹腰所長と山崎科長に対して注意・指導するよう強く求めました。